



# 商店街店舗 持続化支援事業

区内商店会加盟店舗(賛助会員含む)の**設備更新**費用の**1/2(50万円限度)**を助成  
※生鮮三品販売店舗は**3/4(75万円限度)**

## 対象店舗

以下のいずれにも該当する**区内商店会加盟店舗**(※賛助会員含む)

- 区内で(申請日時点で)引き続き10年以上営業している店舗(生鮮三品販売店舗は5年以上)
- 法人にあっては法人都民税及び法人事業税を、個人にあっては特別区民税及び都民税を滞納していないこと
- 小売業・飲食・一部サービス業の店舗を有する資本金(若しくは出資の総額)が1,000万円以下の法人又は、常時使用する従業員が30人以下の企業(個人事業も含みます) ※ 風俗営業等を営む事業者は除きます

※賛助会員とは・・・近隣に商店会が無い店舗が加入できる港区商店街連合会の会員です。  
加入方法など詳細は、港区商店街連合会にお問い合わせください。

例 

|       |                       |     |                     |
|-------|-----------------------|-----|---------------------|
| 小売業   | 鮮魚店、精肉店、青果店、文房具店 等    | 飲食業 | そば屋、すし屋、喫茶店、レストラン 等 |
| サービス業 | クリーニング店、理髪店、美容院、写真店 等 |     |                     |

## 補助対象経費

①又は②に該当する1件あたり**10万円(税抜き)以上**の経費

① 事業を継続するために不可欠で、法定耐用年数を過ぎている設備の更新・改修にかかる費用

※事業を継続するために不可欠な設備の更新、改修が対象であるため、テーブル、椅子、トイレ、エアコン、照明等は対象外です

例 冷蔵庫、ミートスライサー、飲食店の厨房機器、食品販売店の製造機器、美容院のシャンプー台 等

② 他業種の既存店舗が、新たに生鮮三品を販売するための設備購入

## 補助金額

|          |                         |
|----------|-------------------------|
| 生鮮三品販売店舗 | 75万円を限度に<br>補助対象経費の4分の3 |
| その他店舗    | 50万円を限度に<br>補助対象経費の2分の1 |

※千円未満切捨

## 募集店舗数

# 4店舗 程度

※予算額に達した時点で募集を終了とします。

申請期限

令和8年 **1月30日(金)**

郵送の場合は、必着

- ・ 生鮮三品の売場面積が、店舗の売場面積の50%以上を占める店舗  
(鮮魚又は精肉を扱う店舗は、食品衛生法に基づく営業の許可を受けている者)
- ※他業種の既存店舗が、新たに生鮮三品を(店舗の売場面積の50%以上で)販売する場合を含む

## 注意事項

1. 交付決定以降に事業を実施することが条件です。
2. 令和8年3月6日(金)までに改装、支払い及び区への完了報告をすることが条件です。
3. 消費税は、対象外です。
4. 事業実施年度から起算して5年以内に廃業した場合は、補助金の返還が必要です。

## 助成の流れ

交付申請  
令和8年1月30日(金)必着

交付決定

契約、施工、工事完了、支払い

区へ完了報告  
令和8年3月6日(金)厳守

補助対象経費の1/2助成  
(50万円限度)

※生鮮三品販売店舗は3/4  
(75万円限度)



## 申請方法

### 申請に必要な書類

- ✓ 交付申請書
- ✓ 事業計画書
- ✓ 誓約書兼提出書類チェックシート
- ✓ 予定事業の見積書
- ✓ 店舗の案内図、配置図、平面図
- ✓ 納税証明書(いずれも最新のものの)  
(法人:法人都民税及び法人事業税  
個人:港区役所発行の特別区民税・都民税)
- ✓ 履歴事項全部証明書(登記簿謄本)  
※ 発行から3か月以内のもの(法人のみ)
- ✓ 法人事業概況説明書(最新のものの)  
※資本金が1,000万円を上回る法人のみ
- ✓ 区内で引き続き10年(生鮮三品販売店舗は5年)  
以上店舗での営業が確認できる書類(営業許可  
証・開業届等)
- ✓ 更新・改修する設備等のカラー写真

問合せ先

港区産業振興課産業振興係

TEL:03-6435-4601

提出先

〒108-0014

港区芝5-36-4 札の辻スクエア8階

